

発行所 (公社) 長崎県食品衛生協会

長崎県西彼杵郡長与町高田郷3640-3
電話 (095) 883-6830

編集 協会事務局

印刷所 東洋印刷有限会社

お願い 「食協ながさき新聞」は皆様の機関誌です。あなたの地区の活動や話題、ご意見やご要望などを長崎県食品衛生協会「編集部」までお寄せください。

令和元年度 定時総会及び表彰式の開催

令和元年六月十三日(木) 午後二時三十分から長崎市内の「サンプリエール」において公益社団法人長崎県食品衛生協会の令和元年度定時総会が開催された。

当日は、体調不良により山口会長が欠席となったため、急遽、酒井副会長が会長代行を務めることとなった。定時総会は、定款第二十条に定める定足数を満たし、有効に成立した。

開催に先立ち、長年にわたり協会活動に尽力された物故者に対してご冥福をお祈りし、全員で黙祷を捧げた。

I 定時総会

一、開会

江口副会長による開会宣言により開会された。

二、会長挨拶

本日は、山口会長が欠席のため、私 副会長の酒井孝一が、会長から預かりました挨拶文を読ませさせていただきます。

本日、ここに公益社団法人 長崎県食品衛生協会 定時総会を開催することができましたことは、社員皆さまの日頃のご尽力をはじめ、各地区食品衛生協会のご協力、また、県をはじめとした行政関係機関などのご支援の賜と感謝いたしている次第であります。



酒井副会長による開会挨拶

皆様方には、かねてより、食品衛生活動をはじめ、各種検査事業など多岐に亘る協会の活動に対しまして、温かいご理解とご支援をいただきありがとうございます、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年八月には群馬県や埼玉県の惣菜店の食品が原因と思われる腸管出血性大腸菌O-157を原因とする集団感染により、幼い子供が死亡する痛ましい事件が発生いたしました。この事件は、同一のまな板や包丁等の調理器具を使い回したことが発生原因ではないかとの報道がありました。基本的な作業を疎かにしたことにより、取り返しのつかない大事件につながったものだと考えます。

こうした悲惨な事件が二度と起き

ないことを心より願っております。そうした中、国は、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品の安全確保を図るため、HACCPによる衛生管理の制度化、営業届出の創設及び許可制度の見直しなど、食品衛生法の一部を昨年六月改正し、オリンピック開催年となる来年には施行となります。

県食品衛生協会といたしましては、関係行政機関並びに日本食品衛生協会と連携を図りながら積極的なサポートを考えておりますが、それには、皆様方食品衛生指導員のご協力が必要不可欠でございますので、何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。

重ねてのお願いとなりますが、長崎県は九州管内で唯一検査センターを保有し、食品・飲料水・環境に関する検査事業を実施しております。検査事業は、会員皆様方が製造販売されておられます食品の安全確認と、良質で安全な食品が提供されるために、今後とも重要な役割を担うものと確信しておりますので、食品環境検査センターの更なるご活用をお願い申し上げます。

結びに、本日出席のご来賓並びに会員皆様方の益々のご健勝・ご多幸を祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

三、議長選出

(定款第十八条により、酒井副会長が議長となる)

四、議事録署名人選出

(議長が指名し、了承された)

西彼地区 小嶋 俊樹氏

諫早地区 村川 一人氏

五、議事

◇報告事項

平成三十年度事業報告について、事務局より説明がなされた。

◇承認事項

第一号議案 平成三十年度決算

(案) について、事務局より説明後、

堺監事より監査報告がなされた。

〔監査報告〕

五月十三日、食品環境検査センターにおいて、平成三十年度の重要な決裁書類等を閲覧し、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書等について検討をおこなった結果、①事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。③計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示されているものと認めますとの報告がなされた。第一号議案について、質疑応答後、

全会一致で可決承認された。

◇報告事項

令和元年度事業計画及び令和元年度収支予算について、事務局より説明がなされた。

◇承認事項

第二号議案 令和元年度役員報酬

の上限額(案) について、事務局より説明、質疑応答後、全会一致で可決承認された。

◇報告事項

令和元年度資金調達及び設備投資について、事務局より説明がなされた。

◇承認事項

第三号議案 規程の一部改正(案)

について、事務局より説明、質疑応答後、全会一致で可決承認された。

第四号議案 定款の一部改正(案)

について、事務局より説明、質疑応答後、全会一致で可決承認された。

第五号議案 任期満了に伴う理事

の改選(案) について、事務局より説明、質疑応答後、二十七名全員が全会一致で可決承認された。(佐世

保市の学識経験者は諸般の事情により就任を辞退)

〔新任者七名〕

長崎地区 西 征四郎

諫早地区 眞崎 晋一

県南地区 井上 富治

杵岐地区 平山 安信

学識経験者 嘉村 敏徳

学識経験者 宗 陽子

学識経験者 長山 澄彦

六、閉会
橋本副会長による閉会宣言により閉会となった。

II表彰式

一、令和元年度食品衛生功労者並びに食品衛生優良施設の表彰(受賞者は別記のとおり)

二、主催者及び来賓祝辞

長崎県知事(代理)

県民生活部長

木山 勝己 様

長崎県議会議員(代理)

長崎県議会

環境生活委員会委員長

坂本 浩 様

予算及び決算の概要

平成三十年度決算の概要

一、公益目的事業(正味財産増減計算書から抜粋)

経常収益合計

三八四、六八〇千円

経常費用合計

三七六、三二〇千円

当期経常増減額

八、三六〇千円

一般正味財産期首残高

七一七、九一五千円

今も昔も、心を尽くした味づくり。



文明堂総本店

長崎市江戸町1番1号 ☎(095)824-0002

チラシ・パンフレット 企画制作、複写式伝票
ホームページ作成、婚礼用案内状・席順表
その他特殊加工 ご相談ください。

東洋印刷株式会社

〒854-0022 長崎県諫早市幸町 38-26
TEL0957-22-3719 FAX0957-22-8990

東洋印刷株式会社

検索

E-mail : info@touyo-printing.co.jp

●(公社)長崎県食品衛生協会会長表彰

○食品衛生功労者

23名

長崎	長崎	長崎	佐世	佐世	佐世	西彼	大村東	大村東	大村東	諫早	諫早	諫早
石井 大	塚島 宏明	山崎 高義	足立 政則	谷川 一也	古里 敬三郎	川又 美代子	太田 陽子	栗山 ひさ子	浜田 勝英	中村 千鶴子	橋本 雅彦	橋本 雅彦
諫早	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎
村川 俊廣	木下 秀二	端倉 忍	本多 正純	村山 芳和	小崎 孝	塩見 洋一	明石 博文	鼻崎 麻紀	三浦 和幸	白石 力	白石 力	白石 力

○優良施設

15施設

長崎	長崎	長崎	佐世	佐世	西彼	大村東	大村東	大村東	大村東	諫早	諫早	諫早
株式会社アルカン	イメックス 長崎工場	長崎市みなと漁業	協同組合 神ノ島支所	つくもの里	長崎にしようかん 一号館	佐世保早岐キッチン	お茶のみどり園	橙や	居酒屋・お好み焼き 佐助	ラムール	ラムール	ラムール
長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎
農事組合法人	吾妻農産加工組合	カフェ リユステイック	株式会社しまおう	ほりえ製菓店	オランダフーズ株式会社	宿坊 対馬西山寺	宿坊 対馬西山寺	宿坊 対馬西山寺	宿坊 対馬西山寺	宿坊 対馬西山寺	宿坊 対馬西山寺	宿坊 対馬西山寺



長崎県県民生活部長 木山 勝己様による挨拶



長崎県議会議員 坂本 浩様による祝辞

手わざ 時をつなぐ 心をつなぐ。

創業寛永元年

長崎 福砂屋

SINCE 1624

長崎本店 / 長崎市船大工町 3-1 ☎095-821-2938 (代)

Official Site <https://www.fukusaya.co.jp/>

カステラ文化館 <https://www.castella.co.jp/>

空撮 始めました

今まで簡単に撮れなかった写真を 気軽にパンフレット・ホームページ等の 素材として活用できるサービスです。

4K対応 1,200万画素 (静止画)

株式会社 つじ印刷

◆本社・工場 TEL0957-52-3230 〒856-0033 大村市荒平町1472-1

◆MANBOW TEL0957-52-7485 〒856-0814 大村市松並1丁目180-3

◆福岡営業所 TEL092-474-5055 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 さなる九州本社ビル2F

県からのお知らせ

長崎県生活衛生課

鶏肉料理を扱う飲食店の皆様へ

十分な加熱によりカンピロバクター食中毒を防止しましょう！

○カンピロバクター食中毒が多発しています！

カンピロバクター食中毒は、細菌性食中毒の中で最も発生件数が多く、年間三〇〇件、患者数二、〇〇〇人程度で推移しています。

原因菌であるカンピロバクターは、ニワトリやウシなどの腸管内にいる細菌で、少量の菌数でも食中毒を起こします。

カンピロバクターで汚染された食品を食べた場合、一〜七日で下痢や腹痛などを起こします。多くは一週間ほどで治癒しますが、抵抗力の弱い方では重症化する危険性もあります。また、手足の麻痺などを呈する「ギラン・バレー症候群」との関連が示唆されており、死亡例も報告されています。

○「新鮮な鶏肉＝生食OK」ではありません！

本県が今年度、市販の鶏肉や鶏レバーなどについて調査した結果、七割以上の検体からカンピロバクター

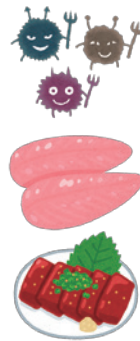


表1 市販鶏肉等におけるカンピロバクターの付着状況調査

	長崎県(今年度)	国(H26)
モモ肉	7/8検体(87.5%)	11/26検体(42.3%)
ムネ肉	6/8検体(75.0%)	12/30検体(40.0%)
レバー	6/8検体(75.0%)	-
スナズリ	4/8検体(50.0%)	-
計	23/32検体(71.9%)	23/56検体(41.1%)

が見つかりました(表一)。また国の調査(H二六)においても、約四割の検体からカンピロバクターが見つかっています。カンピロバクターは少量でも食中毒を起こすため、新鮮な鶏肉であっても、加熱不十分な状態で食べると食中毒になる可能性があります。

○お客様はお店を信用しましょう！

徳島県の調査(H二十八)によると、お店で加熱不足の鶏肉料理を食べた理由として、三割以上のお客様が「店のメニューにあったから」と答えています。

県内でも、今年(七月二十三日現在)すでに三件のカンピロバクター食中毒が発生し、営業停止の処分を行っています。いずれも生での提供(鶏レバー刺し等)が確認されています。

カンピロバクター食中毒は、適切な調理により防ぐことができます。お客様が安心して食事できるように、次のポイントに注意して調理しましょう。

★鶏肉には菌がついていることがあります。また、焼き鳥の串刺しの際に、表面の菌が肉の内部へ入り込むおそれもあります。調理時には中心部の色が変わるまで加熱しましょう。

★ドリップによる汚染を防ぐため、生肉専用の調理器具を用意しましょう。

★生肉を取り扱った後は、手や器具の洗浄・消毒を十分に行いましょう。

★たとえ常連客から鶏レバー刺し等の提供を求められたとしても、加熱用鶏肉の生や半生での提供は厳に慎みましょう。



○カンピロバクター食中毒に対する指導について

多くのカンピロバクター食中毒において、加熱不十分な鶏肉料理が提供されていたことから、県では厚生労働省からの通知を受け指導を強化しています。皆様方におかれましても、食中毒防止に向け、適切な対応をお願いいたします。

【厚生労働省からの通知】

一. カンピロバクター食中毒対策の推進について

食鳥処理業者、卸売業者等は「加熱用」等の表示を行うこと。また、飲食店において、加熱用を加熱不十分な状態で提供し、食中毒を発生させた場合は、重点的な監視を行う等厳正に対応し、必要に応じて公表すること。

二. カンピロバクター食中毒事案に対する告発について

加熱用と認識しつつも生食等の提供で食中毒を繰り返して発生させた場合、またフランチャイズチェーン店において、一括仕入れする鶏肉が加熱用であること認識しつつも複数店舗で生食等の提供により食中毒を広域的に発生させた場合は、警察等との連携や告発等、厳正な措置を講ずること。

多数の人が利用する施設(事務所・工場・ホテル・旅館・飲食店等)を管理する皆様へ
2018年7月健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

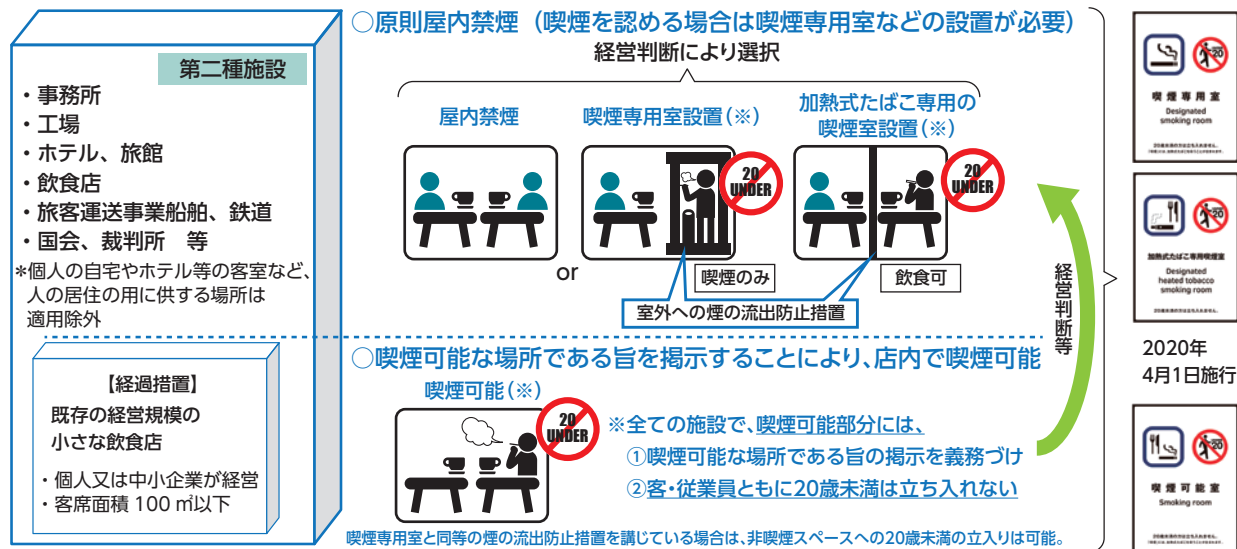
2020年4月1日より **原則屋内禁煙** となります。



長崎県国保・健康増進課

○喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です

該当する事業者の皆さんは、喫煙専用室の設置が可能です。また、現時点における当分の間の経過措置として、加熱式たばこ専用喫煙室の設置についても認められています。また既存の経営規模の小さな飲食店については店内で喫煙可能(※)とすることもできます(※喫煙可能とする場合は届出が必要です)。



○喫煙専用室を設置するためには以下の設置基準を充たす必要があります

1. 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること
2. たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - a. 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。
 - b. 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。
3. たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

○喫煙専用室の一定の基準を満たす工事等にかかる経費に対する助成制度(受動喫煙防止対策助成金)

中小企業主が受動喫煙防止対策を実施するための必要な経費のうち、一定の基準を満たす工事等にかかる経費に対しての助成の制度です。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたは長崎労働局までお問い合わせください。

- 厚生労働省ホームページ [受動喫煙防止対策助成金](#) で検索
- 長崎労働局 労働基準部健康・安全課 電話 095-801-0032

○内容の詳細や最新情報について

厚生労働省または長崎県国保・健康増進課のホームページよりご確認ください。

- 厚生労働省ホームページ [なくそう!望まない受動喫煙](#) で検索
- 長崎県ホームページ 国保・健康増進課→たばこ→「受動喫煙防止対策」

○相談やお問合せについて

長崎県国保・健康増進課 電話 095-895-2498 または管轄区域の保健所までお問い合わせください。



頭ヶ島教会

五島列島の北部にある新上五島町。南松浦郡に属する唯一の地方自治体であるこの町に上五島保健所があります。当保健所の管轄はこの新上五島町と、北隣りにある小値賀町。一方小値賀島を主とする小値賀町は、人口約二千人です。両町とも農業・漁業が基幹産業ですが、小値賀町では畜産業も盛んで、道路脇に牛がこちらを睨みつけている、変わった標識を目にします。「日本三大うどん」の一つといわれる『五島うどん』は、新上五島町が発祥とされている

保健所
だより
上五島保健所
衛生環境課

ようで、町内には大小合わせて三十以上の製麺所があります。また魚が美味しいのはいうまでもなく、赴任したばかりの頃に「お魚はどのお店が美味しいですか」と、地元の方にお聞きしたら、笑いながら地元のスーパを紹介してくれました。はじめは冗談かと思ったのですが、実際に購入して口に運んでみると、なるほどたしかにとっても美味しく、しかも閉店間際に行くと、「この量でこの値段？」と驚くほどのバーゲンプライスで陳列されているのに何度か感動を覚えました。昨年六月に、新上五島町内の頭ヶ島教会を中心とした集落。そして小値賀島の東に位置する野崎島の集落跡が、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として世界遺産登録されました。頭ヶ島教会、そして今はほとんど無人島となっている野崎島にある旧野首教会とも大変立派な教会堂で、初めて訪れた時は、失礼ながら「こんな辺鄙なところに立派な会堂が」と驚きを隠せませんでした。新上五島町内には他に二十八の教会がありますので、興味のある方は是非巡っていただきたいと思います。このように風光明媚で魅力あふれる新上五島町、小値賀町ですが、それぞれのアクセスは船のみ。一応空港は今も存在するのですが、二〇〇六年に定期便が廃止されて以降はほとんど使われておらず、今年度はその広さを生かして、上五島空港で星空鑑賞会が数回行われ

るようです。船便は長崎港および佐世保港からの高速船やフェリー（小値賀町は佐世保港路のみ）に加え、福岡とを結ぶフェリーなどもあります。私たち保健所の職員は高速船を利用することが多く、長崎まで一時間四十分、佐世保まで一時間二十五分の船旅ですが、船に弱い者にとって特に悪天候時は、試練の時間になるようです。昨年度は、数年ぶりに管内で食中毒が発生しました。このことは、「（上五島でも）食中毒は起こる」ということを営業者に再認識させたのではないかと思います。上五島地区の食品衛生協会は、旧時代の流れを汲む五地区（支部）にそれぞれ指導員がおられますが、今後、今まで以上に協力し合いながら、食中毒予防、HACCPの取組み等に係っていきたいと考えています。



上五島保健所

あなたの企業と共に！

HEIWA

デザイン・制作から印刷まで

平和堂オフセット印刷製

本社 〒850-0862 長崎市出島町5番11号
TEL 095-811-4623(代表) FAX 095-811-4626

LEASEPIA **株式会社日本リース**

長崎営業所

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷859-4
tel(095)887-3234 fax(095)887-3221
e-mail:lpia40ng@k4.dion.ne.jp

* マット・モップ・浄水機・芳香剤・空気清浄機等リース
* 清掃用品一式・ワックス販売、トナーリサイクル

検査センターだより

食品運搬時における 温度管理について

総務課 主事 武田 幸生

カンピロバクター、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌など、細菌による食中毒が増える高温・多湿の季節がやってきました。これらの食中毒を防ぐには、食品を低温で保存して菌を増やさないことが特に大切です。

食中毒を起こす細菌の多くは、食品中で大量に増えることにより食中毒を起こします。

細菌は、栄養素、水分、それと適度な温度があれば、増えることができます。

食品には、栄養素と水分があるので、温度管理が重要になります。

夏季は気温が高いため、食品が室温に放置されると、食品中の細菌は活発に増殖をはじめます。細菌は、一個が二個に分裂、二個が四個に分裂、四個が八個と次々に分裂を続けて増えていきます。一個の細菌が二個に分裂する時間（世代時間）は、たとえば、サルモネラ属菌では、5℃で

二、六日、10℃で二〇時間、二七℃で一時間、三五℃で二三分です。このように細菌がふえるのに適する温度になると、急速にふえることがわかります。

また、ほとんどの食中毒菌は、体温に近い三六℃付近でもっとも早く増殖し、その多くは一五分〜二〇分で二倍になります。このため、食品を低温で保持することにより、菌の増殖を抑えることが重要です。

当協会におきましては、検体回収時にはクーラーBOXを使用し温度管理測定器により食品検体の保管状況を確認しており、夏場におきましてはドライアイス等を使用するなど検体が高温にならないよう細心の注意を払って温度管理をしながら運搬しております。

夏場はエアコンで適温に保たれている車内でも、ちよつとコンビニに行く間なら大丈夫だろうとエンジン停止させて五分が経過した時点で車内温度は5℃も上昇するそうです。

このように、ちよつとした間にも菌が増殖する危険がありますので、各地区協会や検査センターへ検体を

搬入する際にはクーラーや保冷バッグ等を使用して高温にならないようご注意ください。



温度管理測定器

臭気分析く人の嗅覚に迫るく

食品検査課 技師 石塚 人嗣

一、人の嗅覚

太古の人にとって嗅覚は生存に關わる最も重要な器官であつたと考えられています。周辺の臭いを嗅ぎ分けることにより外敵から身を守り、触るものや口にするものの危険度をあらかじめ察知してきました。そのため、嗅覚は他の感覚器官と違い大脳辺縁系に直接作用して情動や行動を促すとされています。

最新の研究によれば、人は驚くほど多種多様な臭いを嗅ぎ分けられ、しかも非常に感度が高いとも言われています。

二、嗅覚閾値

特定の臭いを感じできる最小濃度を嗅覚閾値といえます。これが低濃

度の成分、つまり鋭敏に感じる臭いは、特に太古の人が生き抜いていくのに必要な臭いであつたと言われています。腐敗臭のするメルカプタン類、魚の鮮度が落ちると匂うトリメチルアミン、特有な臭気を放つアルデヒド類は閾値が低く、多くが食にまつわるものです。

鋭敏な嗅覚を受け継いでいる私たちは、様々な臭いに囲まれて生活していますが日常において特に意識することはありません。時として通常と異なる微弱な臭いに遭遇するとたちまち太古の記憶が呼び戻されてしまいます。その対象が食品ともなると、瞬く間に唾液腺は閉じて食欲は減退してしまいます。

三、二つの臭いの感じ方

人が臭いを感じるパターンは二つあります。一つ目は通常の臭いの感じ方で、鼻の穴を経て感じられるものです。二つ目は、食べ物を噛んでいるときに出てくる臭い成分が鼻に抜けて感じられるものです。これは咀嚼香と呼ばれ、食事のときのおいしさの重要な要素と言われています。咀嚼香は味覚と混同されてしまう傾向にあります。このことは鼻を摘みんだ状態で食事をすると食材が判然としないことから領けることです。喫食前の異臭クレームはある程度

再現が可能ですが、この咀嚼香の中に異臭を感じたケースとなるとその再現は難しくなります。

四、嗅覚の個人差

同じ臭いでも鋭敏に感じる人やそうでない人もいます。そして何よりも臭いの種類によって個人の趣向(好き嫌い)が大きく影響します。人によって臭いは捉え方感じ方が様々であることも嗅覚の特徴です。

また、何でもない臭いであっても嗅覚以外の他の感覚、見た目や歯ざわりなどの感触を通して何か異質なものと捉え異臭と認識することもあり、その捉え方は多様であり人の感覚的なそのときの感情によってもその強度は増減することがあります。

五、異臭分析の実際

まずパネラーによる官能検査(人の嗅覚を用いる検査)を行います。クレームどおりの異臭が感じられる検体は半数ほどで経時変化により逸散している場合や極めて低濃度で感じできない場合もあります。

次にヘッドスペース固相マイクロ抽出法SPME(Solid Phase Microextraction)とGCMSを組み合わせた機器分析を次の手順で行います。

試料を密閉容器に入れるときでできる隙間に漂っている臭気成分をファイバーに吸着させて抽出しま

す。ファイバーをそのままGCMS酸化室に導入、ガス化した臭気成分をGC部分離カラムで成分毎に分離してMS検出器で各成分の同定を行います。

正常品を異臭品と同様に操作して両方の結果を比較することにより、正常品に検出されてない成分や異臭品に特異的に検出されている成分を詳細に検討して異臭原因成分を探っていきます。通常、濃度を比較するため一定量の標準品を双方に添加して基準とします。

人が感知した臭いを、機器分析を通して将に再現しようとしているわけです。

六、異臭発生パターン

異臭は一般的にはオフフレーバー(off-flavor)とも言われ、食品の外部から原因成分が付着して発生する場合と食品自体の化学的变化等によって引き起こされる場合があります。

前者としては、いわゆる移り香と呼ばれる、牛乳や素麺などの食品は近隣の臭いを吸着しやすく、近くに保管していた灯油からの移り香の例があります。

後者としては、ある食品の変敗臭は原材料の油が劣化したものと推測され保管期間に原因の一端があるようでした。発酵食品のシンナー臭は、

素材中のエタノールまたは消毒用エタノールが微生物酵母の活動によってシンナー様臭のする酢酸エチルを産出したためでした。漬け汁の腐敗臭は微生物活動により生成された酪酸が原因でした。

後者の特異的な例としては、臭気成分割合が正常品と違うために異臭を感じた事例で、多数の微量臭気成分の相互作用や相殺作用によると推測されました。

七、異臭食品をださないために

食品の異臭はおいしさと安心に関わる品質上の問題でもあります。異臭が疑われるときは、成分の特定を行うことにより発生箇所または混入経路を類推してそれぞれに合った適切な処置が求められます。

異臭食品を出さない原則は食中毒予防三原則「菌を付けない、増やさない、殺菌する」が基本ですが、総合的な衛生管理に加えて人の微妙な感覚による製品チェックも無視できません。

人の嗅覚は鋭い反面、様々な周辺状況の影響を受けやすい一面もあります。万一異臭の疑いがあるときは、多種多様な臭気成分を一斉に分析できる機器分析を用いた科学的根拠が重要であるかと思えます。

生命科学の技術の進歩と社会の発展に貢献する



- 本社
■営業本部
■佐世保営業所
■福岡営業所

URL http://www.technosuzuta.co.jp

“As safe as the Rock”

～ジブラルタ・ロックのように安心～



ジブラルタ生命は、今後とも契約者サービスのさらなる向上に努めるとともに、より多くのお客さまに経済的な保障と心の平和をお届けしてまいります。

コールセンター
ホームページ

ジブラルタ生命保険株式会社
長崎支社
大久保大黒町ビル2F



県協会だより

就任挨拶

長崎県食品衛生協会

会長 橋本 邦芳



令和元年六月十三日開催の公益社団法人長崎県食品衛生協会臨時理事会において、会長に就任いたしました長崎地区の橋本邦芳でございます。この度、県協会長の大役を仰せつかり身の引き締まる思いでございます。

私は、三名の副会長をはじめ、全役員と一丸となり、本協会の設立目的である「飲食等に起因する中毒、感染症その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与する」ことを念頭に積極的に各種事業を展開したいと考えております。

さて、昨年六月には食品衛生法の一部が改正となり、我々、食品等事業者にとっては大きな転換期を迎えておりますが、最終的な目的は只ひ

とつ「食の安全・安心」を確保することに尽きると思えます。私は、前会長の山口弘勝氏が約七年間築き上げてこられた実績と熱い思いを継承すると共に、さらに県民の健康増進と地域発展に全力を尽くしてまいり所存でございます。

最後になりますますが、近年、本協会及び食品環境検査センターを取り巻く環境は、県外企業の参入等により年々厳しさを増しております。今後とも、行政関係はもとより、役員及び食品衛生指導員並びに会員皆様方のご協力を得ながら、より効率的な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。会長就任挨拶と致します。

第六十回(公社)日本食品衛生協会九州ブロック大会

北九州市

令和元年五月十六日(木)、北九州国際会議場において、第六十回(公社)日本食品衛生協会九州ブロック大会が、食品衛生関係者並びに行政担当者が約九九〇名(長崎県六十名)参加し、盛大に開催された。

大会では、主宰者挨拶に続き、厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰が行われ、各県から十二名が表彰を受けた。本県からは、県南地区の林田力様(飲食店営業)が表彰を受けた。

この後、日本食品衛生協会より、退任された福岡県支部の古賀毅前会長並びに北九州支部の岩男菊二郎前会長に対し会長感謝状が贈呈された後、「あんしんフード君」十万件達成記念特別感謝状が本県の西彼地区の入口好廣様、大村東彼地区の今村信行様を含む二十名に贈呈された。表彰式終了後、「心の中の、メダルを胸に!」と題して福岡県支部久留米支所の栗野季子指導員が、また、「食の安心安全『五つ星』県内初認定!!」と題して沖縄県支部中部支所の中田政文指導員が、食品衛生指導員体験発表を行った。両者が行った素晴らしい体験発表に対し、場内から大きな拍手が送られていた。

舞台設営後、議事に移り、議長に

開催地北九州市の入江雅彦会長を選出した後、(公社)日本食品衛生協会の令和元年度重点事業の概要説明及び、九州ブロック連絡協議会会長で大分県支部の小手川会長より、前日開催した九州ブロック連絡協議会での議題に対する説明が行われたが、特に会場からの質問も無く、満場一致で承認された。

最後に、大会スローガンの採択に続いて、次期開催地として佐賀県が選出され、古川宗夫会長から歓迎を兼ねた挨拶があり閉会となった。

大会スローガン

- 半端ないって「スーパーあんしんフード君」
- 記録が大事。HACCPを取り入れた衛生管理を推進しよう!
- より安心な「あんしんフード君」営業者と消費者を守ろう!!
- 食品衛生指導員活動の充実を図り「五つ星」を推進しよう!

九州ブロック連絡協議会

九州ブロック大会前日の五月十五日(水)、ステーションホテル小倉を会場に、事務局会議、指導員部会長会議、支

部長会議、九州ブロック連絡協議会の四つの会議が開催され、熱心な討議が行われた。

●事務局会議議題

- ・スーパードアールあんしんフード君の割引の拡大等について
- ・九州ブロック大会の開催日程について
- ・食品衛生責任者養成講習会の実施方法について

●指導員部会会議議題

- ・オリジナル着ぐるみ(コスチューム)や紙芝居の作成について
- ・会員及び消費者に対するHACCP制度化の周知方法について
- ・食品衛生指導員の確保とHACCPに対する研修の取り組みについて

●連絡協議会議議題

- ・平成三十年度事業報告並びに決算報告(監査報告)
- ・令和元年度事業計画(案)並びに収支予算(案)
- ・食品衛生指導員体験発表支部について
- ・次期九州ブロック連絡協議会
- ・九州ブロック大会開催支部について
- ・九州ブロック大会の運営について
- ・提案事項について
- ①(公社)日本食品衛生協会提案事項
- ②支部提案事項
- ・その他



厚生労働省による来賓挨拶



(公社)日本食品衛生協会 桑崎専務理事による挨拶



次期開催地 佐賀県支部



表彰式・感謝状授与式

分析機器・理化学器械の総合販売

株式会社 **イケダ科学長崎支店**

〒852-8116 長崎市平和町28番11号

電話(095)845-6278・FAX(095)849-1857

E-mail:ng-ikeda@pop07.odn.ne.jp

主な取扱いメーカー

(株)島津製作所・ジーエルサイエンス(株)
(株)島津 GLC・柴田科学(株)・ヤマト科学(株)
増田理化工業(株)・東亜 DKK(株)・

平成三十年度
秋の叙勲受章



旭日雙光章を受章された前会長 山口弘勝様

平成三十年十一月三日、厚生労働行政に関する分野での顕著な功績が認められ、当協会の前会長（受章時会長）山口弘勝様が、叙勲の栄に浴されました。

その栄えある受章を祝し、平成三十一年二月五日（火）午後六時より長崎インターナショナルホテルに於いて旭日雙光章受章祝賀会が大村市長様をはじめ二二〇名もの出席者

のもと盛大に開催されました。

山口様におかれましては、昭和四十四年十月に大村市西本町にて飲食店「スナックひろ」を開業され、昭和四十七年に食品衛生指導員の委嘱を受けて以来、主に大村東彼地区の

「食の安全・安心」の確保並びに食品業界の発展に尽力されました。

昭和五十五年からは、長崎県食品衛生協会大村支部（平成二十五年四月 大村東彼食品衛生協会に改称）の理事に就任し、副支部長などを歴任、重責を担うと共に、平成元年からは、当協会の理事に就任されま

した。更には、平成十九年より、当協会大村支部の支部長、平成二十三年には当協会副会長を歴任し、平成二十四年には当協会会長に就任されました。翌平成二十五年からは、公益社団法人に移行となり、初代会長に就任されました。公益法人へ移行する際には、多くの課題や問題が山積しておりましたが、山口様の類まれなるリーダーシップにより、協会役員及び県内各地区協会と親密な連携が図られ、無事、長崎県より公益法人の認定を受けることが出来ました。

山口様の御功績は食品衛生協会に留まらず、料飲業関係では、平成十四年より長崎県料飲業生活衛生同業組合大村支部長、平成十六年には同

組合副理事長を歴任、商工関係では、平成十六年より諫早税務署管内青色申告会連合会副会長、平成十九年には大村商工会議所観光部会長に就任されるなど、数えきれぬほどの要職を歴任されました。

本年六月、惜しまれながら当協会会長及び大村東彼食品衛生協会会長を退任されましたが、今後、豊富な経験と永年に亘り築き上げてこられた人脈を私ども後輩に継承頂きますと共に、健康にはくれぐれも御留意の上、益々ご活躍されますことを心よりお祈りいたします。

改めまして、旭日雙光章受章誠にありがとうございました。

地区だより

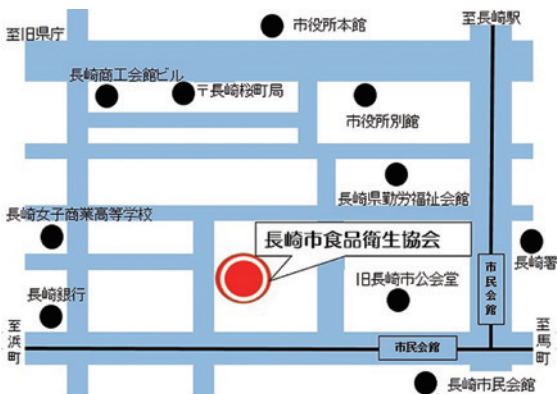
長崎地区

『協会事務所移転のお知らせ』

平成三十一年四月一日より左記住所へ事務所を移転しました。今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【新住所】

〒850-0874
長崎市魚の町三番三十三号
長崎県建設総合会館別館三階
TEL・FAX 095-8247228



『食べるガス』…ガスの力で食に貢献します。

- 各種産業ガス、校正・分析ガス、食品保存用ガス（食品添加物）
- ガス関連機器、消耗品、配管・設備工事
- ガス技術サポート



日本エア・リキード株式会社 長崎支店

〒852-8013 長崎県長崎市梁川町1番5号

TEL 095-861-4013 FAX 095-861-8808 E-mail jp-csc3170@airliquide.com

『平成三十一年度会計監査会及び令和元年度第一回三役会』

四月十七日 於 長崎市食品衛生協会事務所

監事の立合いのもと平成三十一年度一般会計及び特別会計の監査が行われた。監査会に引き続き、令和元年度第一回三役会を開催。事業及び決算報告、会計監査報告に続き、事業計画案及び予算案が検討された。また、役員改正案の審議が行われ、規約一部改正案についても検討がなされた。

『第六十回九州ブロック大会参加』

五月十六日 第六十回九州ブロック大会へ橋本会長一名参加。

『令和元年度第一回理事会および第五十九回通常総会』

五月二十一日 於 矢太樓南館

平成三十一年度諸事業及び決算報告、令和元年度事業計画案及び予算案、規約一部改正案について審議が行われ、承認された。引き続き役員改正が行われ、次の方々が役員として承認された。

- (会長) 橋本邦芳 (副会長) 木下喜行、堺宏、村木菅介、西征四郎、岩永徳二、杉永幸次郎 (監事) 劉中泰、堀田浩桐
- (専務理事) 清島豊 (会計理事) 堤新一 (相談役) 永富正義



通常総会（橋本会長挨拶）の様子

『食品衛生月間の活動について』

八月一日、浜町アーケード内ハマクロス411前にて「食品衛生月間」の出発式を行った。続いて食中毒予防標語入りウェットティッシュ三千個、うちわ二千枚及びクリアファイル千五百枚を長崎市保健所生活衛生課職員と食品衛生指導員・協会事務局総勢二十四名がハマクロス前・チ



食品衛生月間街頭啓発の様子



食品衛生月間啓発ウェットティッシュ



手洗い実験の様子

トセピア玄関広場にて配布し、猛暑の中食中毒予防を呼びかけた。月間中は長崎市内の食品営業者の店頭や海水浴場等において更に三千個のウェットティッシュを配布し、市内約十五か所に「食品衛生月間」PRのぼりを設置した。
また、八月八日に長崎市が開催した「親子手洗い実験・食品検査学習教室」に、当協会の手洗いマイスターの指導員二名が手洗いの講師として参加した。実験は、手洗い前と後の手をATP機器や手洗いチェッカーを使って比較し、自分の手の衛生状態の変化を見ることが出来るものだった。マイスター二名は、食品衛生監視員と一緒に子供達に衛生的な手洗いのコツを教えていた。一度洗い、二度洗いでどんどんキレイになる自分の手に子供達は「給食の配膳の前には今日習った手洗いの方法をやってみる！」と汚れた所が無くなるまでしっかりと丁寧に洗っていた。

保護者の方も子供に負けないように衛生的な手洗いを教わり、親子でお互いの数値を見比べたりしながら、楽しく学んでいる様子だった。

『食品衛生責任者養成講習会』

三月五日 於 長崎県勤労福祉会館
受講者 九十五名

六月十八日 於 長崎県勤労福祉会館
受講者 百十四名

『食品衛生責任者実務講習会』

一月二十一日 於 長崎市北公民館
受講者 八十一名

一月三十日 於 長崎県勤労福祉会館
受講者 百四十三名

子供達に「何処か連れて行ってよ〜」…と
言われたとき
高島ふれあいキャンプ場で
BBQをしよう〜か!が
間に合います!

有限会社 スーパー高島
〒851-1315 長崎市高島町2707番地12
電話 095-896-2031
FAX 095-896-3558

高島ふれあい
キャンプ場
只今絶賛
運営中

佐世保地区

〔第六十回九州ブロック大会参加及び視察研修〕

五月十五・十六日 第六十回（公社）日本食品衛生協会九州ブロック大会が北九州市で開催された。

厚生労働省医薬・生活衛生局行政官より「食品衛生法等の一部を改正する法律の概要について」と題し、今回大幅に改正が検討されている、HACCPに沿った衛生管理の制度の概要、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設、ならびに改正食品衛生法施行スケジュール等の講話が行われ、また日食協本部からは、令和元年度事業概要説明等があり、今年度も十一月からの三か月間を「ノロウイルス食中毒予防強化期間」と定められましたので、当協会においても昨年同様、食品関係営業者並びに、街頭キャンペーン等による消費者への普及啓発を図ります。

十五日には食品衛生指導員の研修として、以前は学校であった建物を利用し、「総合衛生管理HACCP認定取得」をしている、田川郡添田町にある(株)山口油屋福太郎のめんべい工場で視察研修を実施。まず、ビデオによる明太子ができるまでの説明があり、そのあと商品の品質管理・工場の衛生管理に至るまで様々な取り組みを実施している施設の研修を行った。



九州ブロック大会参加者の様子

〔令和元年度代議員総会〕

五月二十一日（火）佐世保玉屋文化ホールに於いて、令和元年度代議員総会が開催され、提出された全ての議案が慎重に審議され承認され、今年度は役員改選の年となっております。新年度からの役員は次の通りです。

- 〔会長〕 眞弓 忠治 (再任)
- 〔副会長〕 高根 昭 (再任)
- 川田 聡子 (再任)
- 宮脇 純 (新任)
- 〔常務理事〕 中村 佐知子 (再任)
- 本田 万統 (新任)
- 庄崎 匡宏 (新任)
- 西 宏子 (新任)
- 〔会計理事〕

総会終了後、保健所生活衛生課課長補佐兼食品衛生係長の平島補佐より、「食品衛生法等の改正について」と題した講話を頂き、引き続き令和

元年度佐世保市食品衛生協会会長表彰（食品衛生功労者三名・食品衛生優良施設三施設）の表彰式を多数のご来賓にご出席を頂き執り行われた。

〔食品衛生責任者養成講習会〕

五月三十日（木）アルカスSASEBO三階大会議室に於いて、本年度第一回目の食品衛生責任者養成講習会を開催

受講者 五十一名

今年度の食品衛生責任者養成講習会は、八月二十六日（月）・十一月六日（水）・令和二年二月四日（火）に実施予定です。受講対象者の方は必ず受講して下さい。

〔食品衛生責任者実務講習会〕

左記の日程で食品衛生責任者実務講習会を実施

六月十七日 江迎町・江迎地区文化

会館コミュニティホール

全業種対象

六月二十六日 宇久町・宇久地区公民館

全業種対象

アルカスSASEBO三階大会議室

七月一日・三日・五日・九日・十一日

飲食業・惣菜製造業対象

七月四日 製造業対象

七月八日 販売業対象

講習内容は次の通りです。

『HACCP関係』

・ HACCPの導入について

・ 一般的衛生管理・重要管理点

・ 『食品衛生総論』

・ 『食品衛生論』

・ 食中毒の発生状況・食中毒事件について

身体にやさしく、おいしいお弁当をめざして頑張っています。
平成23年11月に食品衛生優良施設として表彰。

■販売先/
海上自衛隊指定店 代表者 菊永五十鈴
米海軍指定店
各官庁指定店

☎0120-960-767

本店/佐世保市祇園町6-15 ☎FAX(0956)23-6767
高専食堂/佐世保市沖新町1 ☎(0956)33-6769

・ 栄養成分表示等
DVD「はじめようHACCP」(公社)日本食品衛生協会製作
九日間の受講者は、一三四五名でした。食品衛生責任者は、食品衛生に関する最新の知識の習得の為、定期的な実務講習会を受講しなければなりません。該当店舗の食品衛生責任者の方は、食品衛生に関する新しい知識を得て、「食の安心・安全」を実践するために、必ず受講して下さい。

〔食品衛生指導員研修会〕

七月二十五日（木）、中央保健福祉センター八階講堂にて開催

講師 保健所生活衛生課食品衛生係

大野係長

今回は、DVD「はじめようHACCP」(公社) 日本食品衛生協

会製作を視聴後、二〇一九年度食品衛生指導員研修会資料を基に、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施」の研修が行われ、研修後、質疑応答が行われた。



指導員研修会の様子

【食品衛生月間街頭キャンペーンと夏季巡回指導】

食品衛生月間初日の八月一日(木)十四時三〇分、四ヶ町アークード島瀬公園前、炎天下の中、佐世保バーガーのキャラクターである、佐世保バーガーボーイとさせぼのポコちゃんも食中毒予防街頭キャンペーンに参加、佐世保市保健所生活衛生課より鶴田課長、平島課長補佐、大野係長、西川監視員、杉谷監視員、井手監視員にご協力頂き、当協会からは眞弓会長をはじめ、食品衛生指導員・事務局により「手をよく洗いましよー」ロゴ入りティッシュと「家庭でできる食中毒予防の六つのポイント」チラシの配布による食品衛生対策の情報を提供した。バーガーボーイとポコちゃんは老若男女、外人の皆様にも大人気で、写真撮影に応じながらの食中毒予防キャンペーンとなった。期間中市内十三か所に於いて食中毒予防啓発キャンペーンを実施した。

また、毎年、食品衛生月間に合わせて食品業者への巡回指導も実施されており、今年、八月五日食品

団地を皮切りに保健所監視員と食品衛生指導員による夏季巡回指導が実施された。



食品衛生月間キャンペーン島瀬公園前での様子

【業者検便の受付】

九月三日(火) 世知原地区・小佐々地区
九月四日(水) 吉井地区・江迎地区・鹿町地区
九月九日(月)・十日(火) 食協事務所
お問い合わせは、佐世保市食品衛生協会 二五―一一七―一までお願い致します。

西彼地区

【指導員研修会と専門委員会】

毎年七月に開催している指導員研修会を今年も二会場で開催した。重点指導項目の「HACCPの考え方による衛生管理」について、日食



広報とぎつ1月号掲載(手洗い教室)

協の指導員用テキストとDVDを使って、一時間の講義を西彼保健所川越専門幹と坂本係長にお願いした。

昨年より飲食店には日食協のハサップノート(記録簿)を二種講習会で紹介し販売しているが、今後も記録の習慣付けに力を入れ、「見える衛生管理」を推進していく。

研修会の後は専門委員会に移り、各委員長を中心に今年度の事業取り組みについて話し合いがなされた。

また子ども手洗い教室は、既に小学校から実施希望日が寄せられており、九月〜十二月に七校で開催することとした。実施校の一年生で一番多い所は四クラスあり、手洗いチェッカーを新たに二台購入し、手洗いマイスターを中心に、西彼保健所・県食協にも協力を頂きながら、地域一丸となって取組む予定である。

ホッと一息、癒しの空間

Lounge
聖女
Madonna

平日 12:30~17:00 までカラオケタイム

西彼杵郡時津町浦郷443-10
TEL. 095-882-9093 (水曜定休日)



車両パレード出発式(時津町役場前)の様子



指導員研修会（西海市会場）の様子

【食品衛生月間の取組み】
 一、食中毒予防ポスターコンクール
 今年も管内の小学六年生（九百五十名）に画用紙を配付済みで、九月に回収して審査会を行い、入賞者を決定する。
 優秀作品を図案化した西彼食協オリジナルポスターもとても好評で、今回も二パターンの千枚を作成し、会員事業所に掲示していただく予定である。

二、車両パレードと一斉巡回指導
 八月一日に長与・時津町内を、また翌二日は、西海市内を西彼保健所、各市町と合同で車両パレードを実施した。
 また、同日、指導員による一斉巡回指導を分会ごとにも実施し、ハサツプの衛生管理を推進しながら、食中毒未然防止の啓発に努めた。



通常総会の様子

【通常総会】
 五月三十日（木）長崎インターナショナルホテルにて、通常総会が開催された。
 山口会長が病欠のため澤ノ井副会長が挨拶され、第一号議案から第四号議案まで審議され、満場一致で可決承認された。
 協会員向けノロウイルス検査料金の一部負担を本年も引き続き実施する方向で採択され、手洗い教室は川棚地区で行う方向で承認され、協会員への衛生と協力の意識付けになってきているようだ。

大村東彼地区

【指導員部会】
 七月四日（木）、シーハットおおむらにて臨時代議員会と指導員会を開催した。出席者四十四名。臨時代議員会では山口会長の退任に伴い、副会長の澤ノ井氏が会長就任に満場一致で可決され、松本副会長、今村副会長、板谷副会長が再任、原口専務が新副会長へ、細名理事が専務理事へ新任、令和を新体制で出発することとなった。そのあと指導員会を県央保健所から藤田係長を迎え、今

【食品衛生責任者講習会】
 五月十三日（月）東彼地区で三年に一度の実務講習会（受講者百五十五名）、五月二十一日（火）大村地区で実務講習会（受講者八十一名）五月二十七日（月）養成講習会（受講者五十七名）を開催した。食品業務班の監視員の方に、ビデオなどを交えながら食中毒についての講義をして頂いた。H A C C P講習未受講の方も実務講習会と合わせて行われた。

【地区会議】
 六月十七日（月）から六月二十五日（火）の間に大村市四地区、東彼三地区にて地区会議を開催した。出席者六十七名。食品衛生指導員活動として、食品衛生月間に向けて検便検査の徹底、手洗いの指導の取り組み、幼児への手洗い教室に向けての準備など話し合われた。

【夏期業者一斉検便】
 七月九日（火）より約一か月間にわたり、八会場にて業者検便受付を実施した。
 受付総数二千三百五十七件。未受験者には九月に再度受付を行う予定。

【食品衛生月間パレード】
 八月一日（木）、食品衛生月間に伴う食品衛生広報パレードと店頭でのグッズ配布を保健所監視指導員と



※大・小宴会承ります
 みかどや
三角屋
 〒859-3715
 東彼杵郡波佐見町宿郷 467-1
 TEL.0956-85-2004

各市町の担当者、指導員とともに総勢三十五名で食品衛生と食中毒予防の呼び掛け、管内地域を巡回した。暑い中、みんな笑顔で消費者にグッズ配布をしていた。

八月十九日より大村市四地区、東彼三地区にて巡回指導を行う予定。



食品衛生月間パレードの様子

諫早地区

【令和元年度通常総会】

令和元年度通常総会を五月二十日（月）ホテルグランドパレス諫早に於いて開催した。理事・代議員総数四十九名中三十三名出席。委任状が十名あり、会議が成立。村川会長代行挨拶後、第一号議案から第五号議案、第七号議案、第八号議案まで審

議し、満場一致で可決し承認された。第六号議案で任期満了の役員の変更を行った。今年度からの役員は左記の通り。

会長 村川 一人

副会長 眞崎 晋一

（衛生管理推進委員長）

森 淳

（福利厚生委員長）

田口幸予子

（検査推進委員長）

続いて平成三十年度長崎県衛生優良店の表彰式を行い終了した。

【指導員部会】

令和元年七月一日（月）L&Lホテルセンリウにて指導員部会を開催した。県保健所から渡邊専門幹と嵩下主任に衛生講話をしていただいた。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理と題し、食品衛生指導員の役割について詳しくお話していただき、指導員も熱心に勉強していた。

【食品衛生責任者講習会】

七月八日（月）食品衛生責任者実務講習会を、七月二十二日（月）食品衛生責任者養成講習会を看護センターにおいて開催した。実務講習会の参加者は八十二名。養成講習会の参加者は百二十七名。そのうち高校生の受講者が三十九名。受講中は高校生の参加もあり他の受講者も真剣に受講していたようだ。

【夏期業者一斉検便】

六月三日（月）を皮切りに七月三日（水）まで受付場所十八か所を設け実施した。

【食品衛生月間事前街頭PR】

七月三十一日（水）一般市民に向けての食品衛生月間事前街頭PRをAコープ西諫早本店前広場にて行い『ネットスポンジ』と『フリージングパック』を配布し啓発した。

【食品衛生月間】

八月二日（金）食品衛生月間の一環として市内一円広報車によるパレードを例年のごとく実施した。県保健所からは平田主任技師が参加していただき、九時半に県保健所を出発した。諫早市役所にてタベルマンが出迎えるの出発式を行い、各支所を訪問しながら、四か所の大型スーパー店頭においても啓発グッズを渡しながパレードを終了した。



食品衛生月間街頭PRの様子



食品衛生月間（諫早市役所）の様子

株式会社 村川蒲鉾

代表取締役社長 村川 一人

本社 〒854-0121長崎県諫早市有喜町248
TEL (0957) 28-2016 FAX (0957) 28-2954
[URL] <http://www.murakawa.co.jp>
E-mail : info@murakawa.co.jp

魚介類卸売センター魚一
諫早市鶴田町36-1 TEL (0957) 28-6160

フレッシュヤマシヨウ
諫早市有喜町国道251号線沿い TEL (0957) 28-2094



食品衛生月間（県央保健所）の様子

【草野 寿明会長の急逝を悼む】

去る十二月二十日ご逝去の知らせを受けた時にはただただ驚くばかりで、信じられませんでした。昭和六十年に指導員を委嘱され、平成二十三年五月より第八代会長に就任され、諫早の指導員と事務局のことがばかり気にしていただき私たちの悩み等を真剣に聴いて動いていただき、当協会の運営に尽力されました。ここに長年の指導員活動に対し、感謝と哀悼の意を捧げご冥福をお祈り申し上げます。



県南地区

【通常総会】

六月六日、原城温泉真砂において令和元年度通常総会を開催し、第一号議案から五号議案まで満場一致で可決承認された。

その後、会長表彰式に移り、平成三十年度に退任された三名の指導員に功労感謝状を、「食品衛生功労者」五名、「食品衛生優良施設」八施設に対し、賞状の授与を行った。

【第一回業者検便】

六月三日から二十四日までの間、今年度一回目の業者検便受付を地区毎に実施した。

【食品衛生責任者養成講習会】

年三回行っている新規養成講習会の第一回目を五月二十四日に県南保健所会議室において実施した。

衛生法や食品衛生学に基づき、「健康で清潔な環境づくり」や「食中毒とその予防」「食品の表示について」など六時間にわたる講習が行われ、受講者はメモをとるなど熱心に講師の話の聞いていた。

【食品衛生責任者第二種講習会】

六月二十七日小浜町を皮切りに食

品衛生責任者に対する第二種講習会（ハサップ講習会）を実施。今年度は雲仙市が対象となっており町毎に講習会を行った。未受講者に対しては来年二月に再通知を行う予定。



食品衛生責任者HACCP講習会(小浜地区)の様子

【食品衛生月間パレードの実施】

八月に入り、各市分会において「食品衛生月間」のポスターの掲示と旗を掲揚した。

例年どおり保健所・市役所の広報車を提供していただき、地域の皆様方に食中毒予防を呼びかけた。

また、パレードの途中各市役所並びに各支所へ立ち寄り食品衛生の向上についてご協力をお願いした。

各市役所では、それぞれの市長及び職員の方々より丁寧なる出迎へと激励を頂き、なお一層心強く感じられた。



食品衛生月間パレード 南島原市役所訪問時の様子

小さな町の小さなお店 元気いっぱい

創業明治45年

むらやま商店

代表 村山 芳和

〒859-1101

長崎県雲仙市吾妻町本村名307番地

TEL:0957-38-2018 FAX:0957-38-6242

県北地区

【監査会及び理事会】

四月二十四日（水）県北保健所会議室において、会長、会計理事の立ち会いのもと、監事二名による平成三十年度の一般会計、特別会計に関する監査が行われた。

監査会に引き続き、本年度第一回目となる理事会を開催。平成三十年度収支決算、平成三十一年度予算（案）、県北地区通常総会の開催、任期満了に伴う役員改選などの議題について検討した。

【通常総会】

六月七日（金）午後三時より、佐々町文化会館において令和元年度通常総会並びに意見交換会が開催された。御臨席いただいた県北保健所長・藤田様より祝辞を賜った後、佐々地区の野村氏が議長として選出され、議案審議が開始された。議事はいずれも原案どおり可決承認された。



通常総会の様子

【第二回定例理事会】

七月三日（水）県北保健所会議室において、第二回定例理事会を開催した。今回の議題は、業者検便の実施について、夏期巡回指導について、食品衛生月間パレードの実施について、食品衛生責任者講習会の実施についてなど。

【第一回業者検便】

六月二十五日、七月十日、二十二日、二十五日と、各地区で第一回業者検便の受付を行った。まだ実施していない地区も九月下旬にかけて順次計画、実施していく予定。

【食品衛生月間】

広報ポスターを保健所・各市役所・町役場・各地区の店頭などに掲示すると共に、県北保健所入口において八月一日から食品衛生月間の幟も掲揚している。

八月一日から五日にかけては、佐々・田平地区、平戸・生月地区、松浦・福島・鷹島地区を広報車で回りながら食品衛生、食中毒防止を呼びかける食品衛生月間パレードを行った。協会指導員・事務局に加えて県北保健所、平戸市、松浦市から総勢三十六名が参加した。

「手洗いで未然に防ごう 食中毒」と標語をいれたうちわを準備し、各地区の主要店舗の店頭で住民の皆さんに配布した。パレード前日の七月三十一日に食中毒注意報が発令されていたため、そのこともふまえて食の安全への呼びかけを行った。後日、食中毒予防啓発のため、防災無線を通じた広報案内を行政にお願いする予定。

漁港の宿
宮崎旅館
0955-48-2709



食品衛生月間

下五島地区

【第五十九回通常総会】

令和の幕開けとなった第五十九回通常総会を、五月二十八日に「観光ビルはたなか」で開催した。今年度は役員改選があり、以下の通り再選された。

- ・会長 山下 恭二
- ・副会長 岡 一登志、畑中 重徳
- 山本 善英
- ・監事 林田 輝久、門原 淳一

【食品衛生月間の取り組み】

■こもれびの舎保育園「子ども手洗い教室」
七月四日、食品衛生月間活動の一環として取り組んでいる恒例の「子ども手洗い教室」を、五島市内の「こもれびの舎保育園」で実施し、園児ほか七〇名が参加した。

指導者は、五島保健所の石原食品衛生監視員、手洗いマイスターの指導員四名、事務局二名の計七名。

指導内容は四十五分コース。子どもたちを笑顔にさせながら楽しく手洗い指導を行い、合わせて食育を盛り込んでいます。

下五島食協では、平成二十五年度から継続して子ども手洗い教室に取り組んでおり、内容を充実させながら、同時に指導員の指導のスキルも向上してきた。
限られた時間内でスムーズに進行



こもれびの舎保育園手洗い教室の様子

し、子どもたちの集中力を切らさない指導内容がパターン化してきた。

《パターン化した手洗い教室の内容》

- ① 導入の手遊び「お弁当箱のうた」で元氣よく歌う。
- ② ぞうさんの大きな弁当箱に、子どもたちにフェルトのおかずを貼ってもらい完成させる。
- ③ 「お弁当を食べる前にやる事は？」と問いかけ、本題の手洗い指導へ。「きらきら星」の替え歌で正しい手洗い練習。
- ④ 手洗い場で「手洗いの実践」。手洗いチェックカード（ブラックライト）を確認。
- ⑤ 手がきれいになったところで「いただきま〜す！」で一旦しめる。
- ⑦ ご褒美の人形劇「大きなかぶ」を子どもたちに参加してもらい行う。
- ⑧ 月間うちわと「てあらいがんばりました！」のシールを配布。



2019 夏期一斉巡回指導の様子

■食品衛生指導員研修会を開催

七月十八日、指導員研修会を五島市勤労福祉センター研修室で実施し、指導員二〇名が参加した。

内容は、今年度の重点指導項目「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施」について、講師は五島保健所の石原食品衛生監視員にお願いした。



人形劇おおきなかぶ

■夏期一斉巡回指導を実施

七月十八日、指導員研修会後に夏期一斉巡回指導を実施し指導員二〇名と五島保健所より二名が参加し、徒歩班と車輛班の七班に分かれて福江地区の一・二〇店舗を巡回した。

梅雨真っ直中で豪雨予報を心配しながらの実施であったが、途中で少し降られただけでスムーズな巡回指導を行う事ができた。

反省会では、各班と同行した保健所職員より各店舗の状況が発表され、概ねキレイにしている店舗が多いと述べられた。中でも「ながさきHACCP」の認証を受けている施設を巡回した班からは「初めて工場に入ったが、とてもキレイで、きちんと管理をされていて大変素晴らしい」

鯛茶漬加工場
お食事処

NEWパンドラ

「名物 うつほの唐揚げ」



代表 片峰 安代

五島市玉之浦町玉之浦1153-2 電話0959-87-2566

かった！」と称賛する声が聞かれた。不備があった施設については、今年度指導を継続していくことで反省会を終了した。



2019 指導員研修会の様子

■街頭キャンペーンを実施

八月一日、五島保健所の玄関両脇に「食中毒を予防しましょう」の幟を立てた後、大型スーパー二店舗で、月間啓発うちわ「手ば洗おうで〜！」五〇〇枚を買い物客へ配布した。

上五島地区

■令和元年度理事会・通常総会

総会に先立って、四月二十六日(金) 上五島保健所会議室において上五島地区食品衛生協会監事立ち会いのもとに三十三年度会計監査を受け、理事会提出の議案について審議がなされた。



理事会・通常総会の様子

六月六日(木) 上五島保健所講堂において理事会・総会を開催した。新上五島町石田副町長、上五島保健所衛生環境課國光課長、伊藤係長ご出席のもと、石田副町長、國光課長よりご祝辞を賜り慎重審議すべての案件で原案どおり承認し終了した。

■第一回食品検査及び業者検便受付・送付

五月二十一日(火) 上五島地区の自主検査から始まり、七月九日(火)の有川地区の検査まで、六地区十二か所で受付し、検査センターへ送付した。

受付予定日が、送付経路である船フェリーのドック入りや悪天候にみまわれる等慌ただしいこともあったが、受検率はますます高まった。

吉岐地区

○平成三十年度の会計監査

四月八日 吉岐保健所ソーシャル室に於いて吉田監事・小坂監事をお迎えし柳澤会長・平山衛生管理推進委員長両名の立ち会いのもと行われた。

○第一回役員会

四月十二日 吉岐保健所会議室に於いて平成三十一年度第一回役員会を開催。議事については次のとおり

- 一. 平成三十一年度 一般会計決算報告について
- 二. 平成三十一年度 検査部会及び特別会計決算報告について
- 三. 令和元年度 一般会計予算(案)について
- 四. 令和元年度 第一回業者検便の日程について
- 五. その他

○令和元年度第五十七回吉岐食品衛生協会理事会および通常総会

五月十三日 吉岐文化ホールに於いて令和元年度の理事会及び通常総会を開催しました。

来賓に吉岐市より 真鍋副市長、後藤吉岐保健所長、鳥山衛生環境課長、朝永係長をお迎えし行いました。

「HACCPの制度化が二年以内に施行されること。食品衛生法等の一部が改正される予定であること。」

と柳澤会長からの挨拶があり、議事が進行されました。今年度は、役員改選の年で柳澤会長から平山会長へとバトンタッチが行われました。

その後、令和元年度の衛生優良店表彰(旅館三件、飲食店四件、菓子製造業二件、酒類製造業一件 計一〇件)の方々に賞状を授与した。続いて退会指導員への感謝状贈呈を行い昨年九月末で退会された辻光治氏(三十七年間)へ感謝状と慰労金を贈呈しました。

○九州ブロック北九州市大会参加

五月十六日 大会には、柳澤前会長と平山新会長の二名参加。

日本のうどんのルーツを世界に発信。北西の風に吹かれてできる「キメの細かな麺」は、五島船崎うどんの伝統を受け継いでいます。

犬塚製麺所
 〒857-4405
 長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷820
 TEL:0959-52-4802 FAX:0959-52-4806

麵匠 犬塚 康彦

大会会場が小さいとのことで人員を大幅に減らしての参加でした。

○第二回役員会

六月七日 志岐保健所会議室に於いて令和元年度第二回役員会を開催

議事については次のとおり

- 一. 夏期巡回指導の日程について
- 二. 食中毒予防月間について
- 三. HACCP講習会について
- 四. その他

○長崎県食品衛生協会 通常総会参加

六月十三日 新旧の理事二名、社員二名、受賞者一名、事務局の六名での参加。

○第一回業者検便

六月十日郷ノ浦地区(一九三件)・六月十一日芦辺地区・瀬戸地区(二三三件)・六月十二日勝本地区・湯ノ本地区(一四五件)・六月十八日石田地区(一一三件)・六月二十日(一一六件)・七月十一日(三六六件)は未提出者を対象に行いました。

七月十一日の提出の前には、未提出者に葉書を出し提出を呼びかけたが六十九施設が未提出だった。

○夏期巡回指導

六月二十八日郷ノ浦地区・七月八日芦辺地区、瀬戸地区・七月九日石田分会・七月十二日湯ノ本、勝本分

会を行った。今年の夏は、気温が高く、消費者・業者の方々の体調管理に十分注意していただき、衛生面に気をつけるように呼びかけた。

○食中毒予防月間

①街頭キャンペーン

街頭キャンペーンを八月一日、各地区一斉にカット絆創膏を配布し(勝本朝市通り・湯ノ本湯がっぱ・ヤマグチストア・バリユーイチャマ・スパーマールエー(生活館)・ダイエー志岐店・マリンパル志岐) 消費者の方々に食中毒予防を呼びかけた。

②食品衛生月間パレード

八月一日午後一時三〇分から五時まで管内一周の広報パレードを志岐保健所の朝永係長と平山会長、平田衛生管理推進委員長、富谷検査推進委員長、事務局と行った。



志岐保健所前での様子



のぼりによる広報の様子

対馬地区

令和元年理事会及び通常総会の開催

総会に先立って、四月二十四日役員立会いのもと監事二名による監査を終え、五月二十日(月) 対馬保健所会議室において理事会を開催した。

六月四日(火)「対馬市交流センター会議室」において総会を開催。対馬保健所藤田所長、山下課長、中島係長に出席して頂いた。

資格審査及び総会成立報告後、江口会長挨拶、対馬保健所長より祝辞

ミシュランガイド ビブグルマン認定の店

Petto
PIZZERIA

志岐市芦辺町芦辺浦606-2
080-8380-4701
18:00~24:00 (L.O.23:00) 木曜定休

を頂き、会長指名で梅野氏が議長に任命され第一号議案から第四号議案について審議され可決承認された。第六号議案役員改選については、会長、副会長留任で満場一致で承認された。

毎年開催している食品衛生責任者講習会を四会場で開催した。

第II種講習会は、四名の講師にお願いした。今年度は、厳原税務署から一〇月一日から実施される税率制度についてお話しして頂いた。

講習会次第

- 一、加工食品の原料原産地表示 (食品安全消費生活課)
- 二、消費税軽減減制度 (厳原税務署)

- 三、健診〜自分の体のことをよく知ろう〜
(対馬市役所)
- 四、受動喫煙防止対策
(対馬保健所保健師・太田係長)
- 五、食中毒発生状況と法改正
(HACCP等) (対馬保健所中島係長)



通常総会の様子

実践した。手洗いチェッカーで洗いの残しの多さに驚き今後の手洗いの意識が変わるなあと行っておられた。最後に、会長より修了証、プレートを一人ひとりにお渡しして六時間の講習会を終わりました。

第Ⅱ種

- 六月二十一日 峰町公民館 七九名
- 六月二十五日 上県公民館 一二四名
- 六月二十七日 対馬市交流センター 三二九名
- 第Ⅰ種 七月九日 対馬市交流センター 三八名

第Ⅰ種講習会では、中島係長がハンドブックをもとに食品衛生の法律と行政・食中毒とその予防・衛生管理等々一人での対応で最後は声がかすれていました。有難うございました。次に、手洗いマイスターの江口豊隆副会長が、プロジェクトを使って「正しい手洗い」についてお話しして頂いたあと、受講者全員手洗いを

第一回業者検便

全業種を対象に第一回業者検便を実施 九四〇本

夏季巡回指導

猛暑の中、三日間にわたり地区ごとに指導員総出で実施した。

先に開催した講習会の未受講者には追加講習会を受けるよう声掛けをし、また、検便未提出者には後日の提出をお願いしたところ四〇本程の提出があつたがまだまだ出さない方がおられることは残念です。

食品衛生月間パレード

八月一日・二日、対馬保健所広報車を先頭に啓発ステッカーを貼り対馬全島民に「手洗い・食中毒防止」を呼びかけパレードを行った。

また、三か所で手洗いリーフレット・ウェットティッシュを消費者の方に配った。今回、保健所中島係長の計らいで地元新聞社、ケーブルTVが初めて取材にきて放送予定。



第Ⅱ種講習会の様子



渡辺菓子舗

伝統の味を守り続けております
 ハーフサイズもあります 一度ご賞味下さい。
 注文発送を受け承っております。

〒817-0005 対馬市厳原町棧原53 TEL 0920-52-0571







食品衛生月間の様子

地区会長就任挨拶



大村東彼食品衛生協会
会長 澤ノ井 敏行

令和元年七月臨時総会に於きまして、山口弘勝氏の後任として、大村東彼食品衛生協会会長に就任い

いたしました澤ノ井敏行でございます。甚だ微力ではございますが、会員、行政機関、指導員皆様方の協力の下、誠心誠意、協会発展のため尽力いたします。

当協会は、長崎空港に隣接する地域に位置し空の玄関を通じ、国内はもとより海外からも多くの皆様が行き来をされます。現在、会員は二年後までに義務化される「HACCP」の制度化に向けて県央保健所の先生方による講義研修を重ねていくところとす。飲食を取り巻く環境

は年々厳しく対応が変化してきています。過去には許されていた事が、現在では違反や罰則の対象となり、衛生管理の改善が急がれます。私ども飲食に携わる者としては、「食の安心・安全」を第一に考え、お客様に提供することが重要だと考えています。今後も会員、指導員の皆様とともに地域の公衆衛生啓蒙活動に一致団結で取り組んでいきたいと思っております。最後に、今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。



諫早地区
食品環境衛生協会
会長 村川 一人

昨年未より、故 草野寿明氏の代理として会長代行を仰せつかり、令和元年度の諫早地区食品環境衛生協会通常総会に於きまして会長に

就任いたしました、村川一人でございます。

甚だ微力ではございますが、関係機関、及び先輩諸氏のご指導ご協力を賜り、当協会の発展に尽力を尽くす所存でございます。また、幸いにも素晴らしい副会長、指導員の皆様にも恵まれ、御協力を頂きながら食品衛生の向上に努めて参ります。

HACCP導入や成分表示の義務

りました。

長い歴史と輝かしい伝統をもつ当協会の会長職を務めさせていただくことは私にとって大変光栄なことではありますが、これからの食品営業者・製造業者の大きな課題「HACCPの制度化」「食品衛生法等の一部が改正」等と変革の只中、責任の重さを痛感してしているところです。

義務化、食品衛生法の改正など昨今食品営業者を取り巻く環境はより厳しくなっており当協会の担うべき役割は益々重要であると思われます。官民一体となり、当協会の運営を展開して参りますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

役員の方々、指導員の皆さんと共に勉強し新しい情報を得ながら少しでも会員の皆様のお役に立てるよう、保健所はじめ行政機関のご協力を得て全力を尽くす決意でおります。

皆様のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新人紹介



食品検査課
技師
室園 綾乃

平成三十年十月より臨床検査課でアルバイトとして入社し、本年の四月より正規職員となりました、室園綾乃と申します。現在は食品検査課でお世話になっております。まだまだ未熟なため、皆様にはご迷惑をおかけすることが多々あると思っておりますが、少しでも早くお役に立てるように励んで参りますので、今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

このたび、令和元年五月十三日に開催されました杵岐食品衛生協会通常総会に於きまして杵岐食品衛生協会の会長に就任することにな



杵岐食品衛生協会
会長 平山 安信

りました。

皆様のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

